

相続税ローン

●相続税ローンとは…

1) 相続税納税資金に対して

大東建託株式会社の顧客様に相続が発生したとき、管理物件のアパート・マンションの取得が確定した相続人（事業承継者）や、大東建託と新規に請負契約を締結される方に納税資金や遺産分割代償金等をご融資します。

2) 相続税抵当権抹消に対して

相続手続において農地等の相続税納税猶予または相続税の延納を選択した相続人の方は、所有不動産に財務省による抵当権が設定されます。これらの方が当社の賃貸住宅経営を検討する際、必要となる建築地（※1）の抵当権抹消費用をご融資します。

（※1 建築地以外の抹消費用は融資対象外です）

●融資概要

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・大東建託の管理物件を取得されることが確定し、賃貸経営システムを継続される相続人（事業継承者）様（※事業用物件や1棟1戸の物件は不可）・大東建託と新規に請負契約を締結される方（※35年一括借上が条件）
ご融資内容	<p>1) 相続税納税資金に対して</p> <ul style="list-style-type: none">・相続申告時に必要な相続税納税資金・遺産分割代償金支払資金・相続税申告にかかる費用（税理士への支払金）・相続登記にかかる費用（司法書士への支払金）・相続対応にかかる弁護士費用 <p>2) 相続税抵当権抹消に対して</p> <ul style="list-style-type: none">・計画地の相続税関連の財務省抵当権抹消費用・相続登記にかかる費用（司法書士への支払金） <p>※上記の資金使途関連費用を限度とし、当社が認めた額（最大5,000万円）</p>
お利息	<ul style="list-style-type: none">・変動金利タイプ（参考金利：短期プライムレート＋年1%）・固定金利タイプ（参考金利：年1%～年3%） <p>※融資金利は融資審査にて決定し、融資実行時に確定いたします。</p>
お借入期間	<p>最長20年または完済時年齢は80歳とし、いずれか短い方</p> <p>※返済原資が既存物件の際は、一括借り上げの残存期間内でのご融資とします。</p>

連帯債務者	20歳以上完済時80歳未満の法定相続人より1名以上
担保	返済対象の管理物件に抵当権設定 ※案件によっては追加担保をいただく場合があります。
融資事務手数料	60,000円 + 消費税
遅延損害金	年14.0% (年365日の日割計算)
受領方法	債務者指定口座へ直接送金とし、納税税後に納付済証を提出いただきます。
返済方法	<p>①家賃天引きタイプ： 元利均等毎月返済（27日返済） 返済対象物件（大東建託管理物件）の家賃より差し引き分割返済</p> <p>②口座振替タイプ： 元利均等毎月返済（27日振替） 指定いただいた口座より自動で引き落としし分割返済 ※大東建託管理物件をご所有（相続される）方のみ対象であり、2回以上支払いを遅延された場合は、管理物件から支払われる借上支払賃料からの天引きに、返済方法を変更いたします。</p>

※【注意事項】 審査の結果、ご希望に沿えない場合もございますので、予めご了承ください。